平成２４年（フ）第７６５６号
東京都江東区大島２丁目38―12―401
債務者　長谷川有子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺1081―105
債務者　小田　知美（旧姓稲奈・丹野）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６６５号
東京都世田谷区等々力１丁目33―９―202
債務者　神里　　武
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６６８号
東京都中野区松が丘１丁目29―15―201
債務者　石橋香代子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６７６号
東京都杉並区高円寺北３丁目３―10―102
債務者　佐藤　元康
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５８５号
東京都大田区大森東１丁目２―１
債務者　白石理恵子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１１号
東京都品川区平塚３丁目９―13―105
債務者　瀧口　幸子（旧姓馬場口）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１８号
東京都渋谷区本町３丁目49―12―205
債務者　落合　嘉子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目８―14―717
債務者　緑川智和子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４７号
東京都豊島区長崎２丁目29―16―101
債務者　根岸　大輔
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７号
熊本県菊池市西寺1605番地３　コートカルム202
債務者　橋上　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第６５０号
東京都多摩市連光寺２丁目２番地の３シャネル聖蹟201
債務者　藤森　勇次
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６１号
東京都福生市大字福生199番地コーポ原島102号室
債務者　田口義太郎
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
釧路市鳥取北４丁目７番７号　マルイマンション３号室
債務者　田垣　康子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０号
北海道釧路郡釧路町光和３丁目８番地
債務者　本田　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６００号
東京都青梅市大門１丁目588番地の１メゾン川鍋203号室
債務者　齊藤　昭治
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部